

平成 29 年 11 月 28 日制定
令和 2 年 12 月 24 日改正
令和 6 年 4 月 26 日改正

豊見城市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

豊見城市農業委員会
会長 瀬長 澄子

第 1 基本的な考え方

平成 28 年 4 月 1 日に農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

豊見城市においては、県都那覇市に隣接していることから、ベッドタウンとして人口増加が続いており、指針制定時の平成 29 年 4 月末日時点の人口 63,133 人と比べ、令和 5 年 4 月末日時点で 2,738 人増の 65,871 人となり、住宅地の需要が増えている。特に本市西部地区では宅地化が進み、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んでいた観光需要の回復に伴い、レンタカー駐車場等の転用件数も増加するものと見込まれる。

本市の土地利用については、都市的な生活環境と農業の生産環境の区分整備を基本に、農用地の保全確保及び遊休地の積極的な利用を促進するほか、各種生産基盤や近代化施設の整備、生活環境施設の整備を図り、営農環境の向上と担い手農家の育成に努める。

また、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、豊見城市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する沖縄県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する豊見城市の農業経営基盤

の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	255.8 ha	28.8ha	11.3%
3年後の目標 (令和8年3月)	247.2ha	20.2ha	8.2%
目 標 (令和16年3月)	227.0ha	0.0ha	0.0%

注1：「管内の農地面積 (A)」は、「最適化活動の目標の設定等」における耕地面積 227ha に「遊休農地面積 (B)」を加えた面積を記載。

(目標設定の考え方)

現況（令和5年3月）では、遊休農地の解消がなかなか進まず、増加している状況となっている。令和8年3月までに遊休農地の3割解消達成を目標とする。

年度毎では、令和5年度の実績として1.6ha増の30.4haとなったことから、令和6年度5.1ha、令和7年度5.1haを遊休農地解消の目標面積とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員の担当制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発

見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和 5 年 3 月)	227ha	68.4ha	30.1%
3 年後の目標 (令和 8 年 3 月)	227ha	84.4ha	37.2%
目 標 (令和 16 年 3 月)	227ha	127.1 ha	56.0%

注 1：「管内の農地面積 (A)」は、「最適化活動の目標の設定等」における耕地面積 227ha を記載。

注 2：「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、担い手への農地利用集積率は 56%としている。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10 年後の農業

の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構との連携について

農業委員会は、豊見城市、沖縄県農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者（個人） 新規参入取得面積	新規参入者（法人） 新規参入取得面積
現 状 (令和 5 年 3 月)	26 人 (9.5ha)	2 法人 (0.7ha)
3 年後の目標 (令和 8 年 3 月)	30 人 (9.0ha)	6 法人 (1.8ha)
目 標 (令和 16 年 3 月)	30 人 (9.0ha)	6 法人 (1.8ha)

注 1：新規参入者（個人・法人）の人数及び取得面積は、基準から過去 3 年度の実績としている。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

沖縄県・沖縄県農業委員会ネットワーク機構、沖縄県農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（個人・法人）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

豊見城市、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入とフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人・法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人・法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

豊見城市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、豊見城市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力